

Basic Treaties of the European Union

EUの基本条約

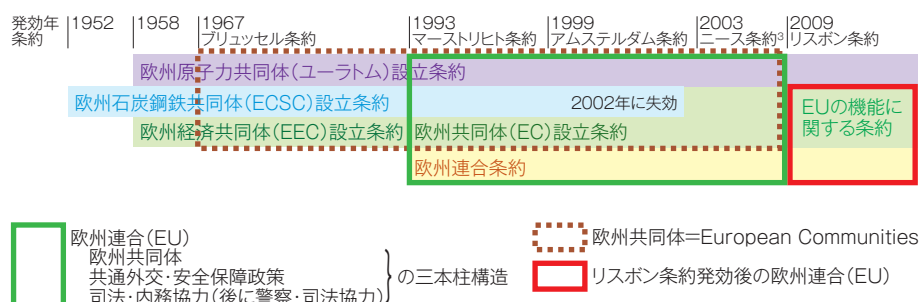
現在の欧州連合(EU)は、「欧州連合条約」と「欧州連合の機能に関する条約」の2つの基本条約に基づいて成り立っています。条約はEUを統治する上で必要な原則を定めており、各機関がEUのさまざまな政策を実施する際の諸規則や加盟国とEUの権限の分担、各機関への権限の委譲について取り決めて

います。条約はさらに、政策の範囲と各機関の政策分野ごとの活動を定義する規定を設けています。

EUは、3つの共同体設立条約(1952年¹の「欧州石炭鉄鋼共同体=ECSC」設立条約、1958年の「欧州経済共同体=EEC」設立条約と「欧州原子力共同体=ユーラトム」設立条約)を土台に、統合を深化させて現在の形になりました。まず、1967年のブリュッセル条約により、これら3共同体それぞれの行政執行機関と意思決定機関は単一の委員会と単一の理事会に統合され、3共同体は総称して「欧州共同体(European Communities=EC)」と呼ばれるようになりました。

1993年の欧州連合条約(マーストリヒト条約)によりEUが誕生し、欧州統合に正式に政治的側面が追加されました。同条約により、「欧州共同体(European Communities)」、「共通外交・安全保障政策=CFSP」と「司法・内務協力²」の3政策分野をEUという屋根の下に置いた、いわゆる「三本柱」構造の基盤ができました。同時に、EECは経済分野以外でも権限を有するようになったため、「欧州共同体=European Community

EU基本条約の変遷(概念図)



=EC」と名を変え、同時にその設立条約も「欧州共同体設立条約」に変更されました。

各共同体とEUの設立条約は、その後のいくつかの主要な改正条約とともにEUの最高位の法律となっています。一方、ECSC設立条約は規定通り50年目の2002年7月23日に失効し、ECSCのすべての権限と責務はEC(European Community)に移されました。

2009年の「欧州連合条約および欧州共同体設立条約を改正する条約(リスボン条約)」は、EU自体に**単一の法人格**を与え、前述の「三本柱」構造を解消しました。また、「欧州共同体設立条約」は「欧州連合の機能に関する条約」に改められ、EUがECに取って代わることとなりました。一方、ユーラトムは設立条約に大きな変更が加えられることはなく、リスボン条約発効後もEUの枠外で存在し続けています。[EU](#)

¹ 本稿で条約に付されている年は、すべて発効年を指す。

² 「司法・内務協力」は1999年のアムステルダム条約(改正条約)によって「刑事問題に関する警察・司法協力」へと改組。

³ 2003年に発効した改正条約。

EU用語

Glossary

単一の法人格 (A single legal personality)

リスボン条約以前まで、EUに包含される2つの共同体(EC=European Communityとユーラトム)はそれぞれ別の法人格を持っていました。リスボン条約発効により、ECがその権限と責務をEUに引き継ぎ、一方、ユーラトムはEUとは別の法人格を保持し続けることになったため^{*}、EUは**単一の法人格**を有するようになりました。

EUの法人格については、国際関係において、特に条約締結や協定加盟の権限にかかわる分野で問題となっていました。EU自体に非加盟国との国際合意を締結できる制度的権限が備わっていなかったからです。しかし、EUに法人格が与えられたことで、EUが国際合意を締結することと国際機関に加盟することが可能になりました。これにより、EUは名実ともに一つの存在として発言、行動することができるようになり、国際社会における存在感を大幅に高めることになりました。

^{*} ただし、ユーラトムは委員会、理事会などの諸機関をEUと共有している。